

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の扶養手当の支給に関する規則

平成29年5月9日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、別記様式による扶養親族届により行う。

2 新たに扶養手当の支給を受けようとする場合又は従前扶養手当の支給を受けていた職員に条例第7条第1項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合についても同様とする。

(認定)

第3条 任命権者は、職員から前条の届出を受けたときは、その届出に係る扶養親族が条例第6条に規定する要件を備えているかどうかを確めて認定しなければならない。

第4条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 心身に著しい障害がある者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

第5条 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第6条 任命権者は、前3条の認定を行うにあたって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

(支給方法)

第7条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実を確認することができない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

扶 養 親 族 届 年 月 日提出

任命権者		所 属 課 名							
様		職名		氏名					
湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第7条第1項の規定により次のとおり届け出ます(証明書 通添付)									
扶養親族の氏名	続柄	生 年 月 日	同居 別居	の別	年 収 額 (職業)	異 動 年 月 日	届 出 の 事 由	支 給 年 月	
								年 月 { から } 支給 { まで }	
								年 月 { から } 支給 { まで }	
								年 月 { から } 支給 { まで }	
								年 月 { から } 支給 { まで }	
								年 月 { から } 支給 { まで }	
配偶者		有 無		その事由の生じた年月日				年 月 日	
上記のとおり認定する。 年 月 日 湯河原町真鶴町衛生組合長					決 裁	管理課長	係長	係員	合議
<p>(注) 1 年収額欄には、勤労所得のほか資産所得、事業所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。 2 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれの実事が生じた日を記入する。 3 届出の事由欄には扶養手当を受ける事実の生じた事由(たとえば婚姻、出生、満60歳以上等)又は、扶養手当の支給を受ける事実の無くなった事由(たとえば満22歳以上、離婚、死亡等)をそれぞれ記入する。 4 配偶者欄には扶養親族たる満22歳未満の子を有するに至った時に配偶者のない場合又は条例第7条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合に記入し、後者の場合にはその事実の生じた年月日をあわせて記入する。</p>									

別記様式（第2条関係）